

鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画

平成24年1月改正

鳥 取 県

【問合せ先】 生産振興課生産環境担当

電話0857-26-7415

FAX0857-26-7294

生産振興課のホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3679>

目 次

はじめに	-----	1
第1 有機・特裁の取組状況と成果及び課題	-----	1
第2 推進計画の主旨・目的	-----	4
第3 推進目標	-----	4
第4 推進施策	-----	6
1 生産者が取り組みやすい環境づくり	-----	6
(1) 生産のための体制づくり	-----	6
(2) 有機・特裁に取り組む生産者の育成	-----	7
(3) 生産者間のネットワークづくり	-----	7
(4) 地域資源の有効活用	-----	7
2 技術の開発と普及	-----	7
3 消費者の理解の促進	-----	8
4 販路の確保	-----	9
第5 推進体制	-----	10
1 県の役割	-----	10
2 市町村、農業団体等の役割	-----	10
第6 その他推進に必要な事項	-----	10
1 有機・特裁に取り組んでいる生産者等の意見の反映	-----	10
2 推進計画の見直し	-----	10
(参考資料)		
○取組事例	-----	12
○農業試験場有機課題関係成果情報	-----	18
○用語の説明	-----	41
1 有機農産物とは	-----	41
2 鳥取県特別栽培農産物とは	-----	41
3 エコファーマーとは	-----	41
○鳥取県有機・特別栽培農産物推進協議会設置要綱	-----	42

鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画

はじめに

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。また、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものです。（「有機農業の推進に関する基本的な方針」より引用）

また、特別栽培農産物は、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物であり、有機農業と同様に環境に対する負荷を軽減し、消費者に安全な農産物の供給に資するものがあります。（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」より一部引用）

この鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画は、平成18年12月に制定された有機農業の確立・発展のための「有機農業の推進に関する法律」の第7条の規定に基づき、「有機農業の推進に関する施策についての計画」として、県が定めるものであります。

鳥取県では、平成19年12月に本計画を策定し、有機・特別栽培農産物の栽培面積目標を750ha（平成22年度末）とし、推進してきた結果、生産者をはじめ消費者や関係機関等の熱意や尽力により、計画期間中の平成20年度には達成することができました。

このたび、これまでの取組状況や成果、生産者、消費者及び関係機関の更なる要望等を踏まえ、平成30年度を新たな目標年度とし、本計画を見直すこととしました。

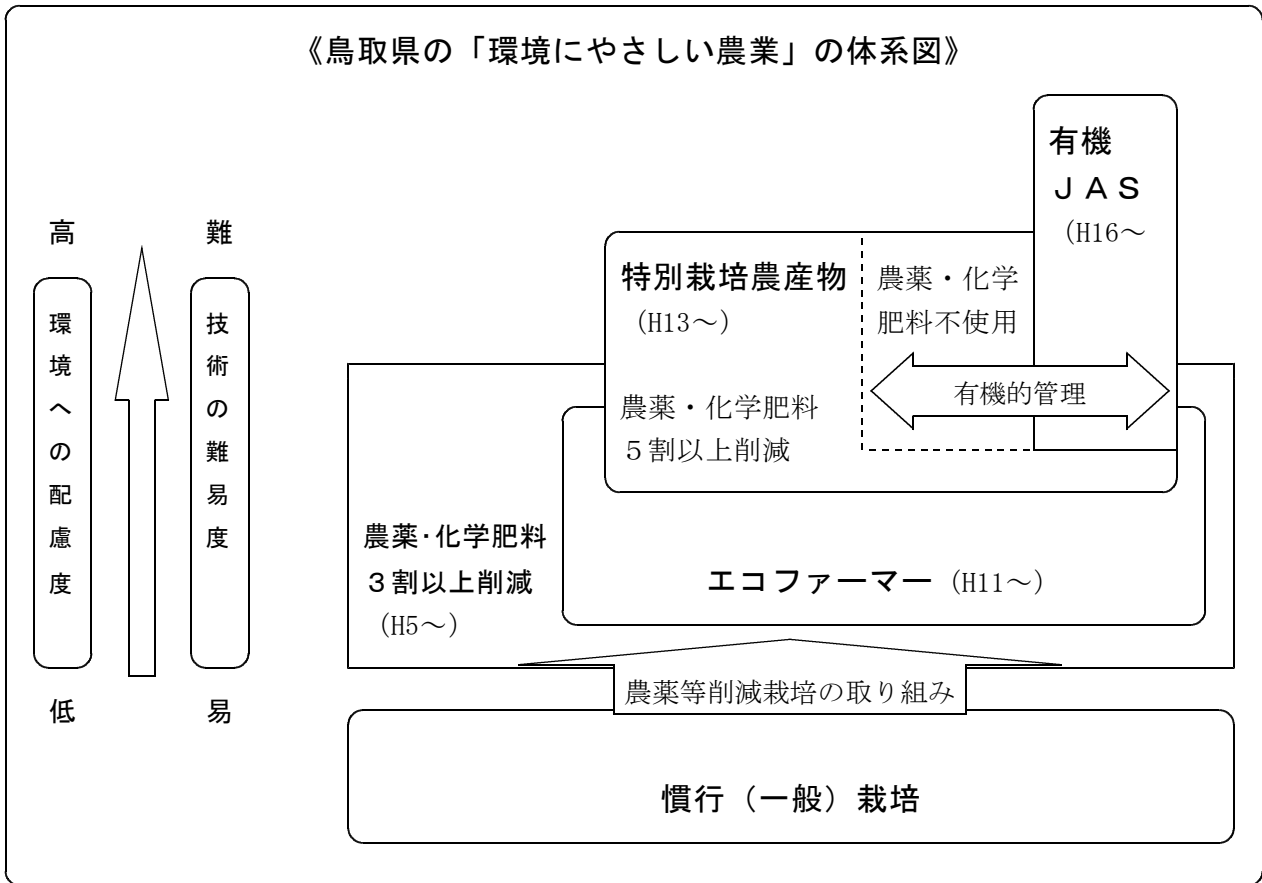
第1 有機・特別栽培農産物の取組状況と成果及び課題

【取組状況】

鳥取県は、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物への消費者ニーズの高まりや、環境問題への関心の高まりを背景に、農薬や化学肥料に過度に依存しない環境と調和した農業を推進するため、平成5年4月に「鳥取県環境にやさしい農業推進基本方針」を定め、平成13年まで農薬・化学肥料の3割削減を目標に施策を推進してきました。

また、平成11年7月に、国がたい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者を認定するための制度（エコファーマー）を制定したことに伴い、本県もエコファーマーの育成にも取り組んできました。

平成13年8月に、県は国ガイドラインに基づき、農薬・化学肥料を5割以上削減した農産物を認証する鳥取県特別栽培農産物認証制度を創設して認定を始めるとともに、平成16年1月には県が有機農産物認定機関の登録を受けるなど、「環境にやさしい農業」を積極的に取り組む生産者の活動に対し支援し、特に特別栽培農産物の認証制度は有機農業に取り組むために必要な前段階として位置づけ推進してきました。



平成18年12月に、国は有機農業の確立・発展のため「有機農業の推進に関する法律」を施行し、さらに、同法第6条の規定に基づき、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、全国的に推進しております。

本県では、県内の生産者が有機・特別栽培農産物（以下「有機・特裁」という）など「環境にやさしい農業」に容易に取り組め、また、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できるようにするため、有機・特裁に取り組んでいる生産者、その他関係者及び消費者等の意向・要望を基に、平成19年12月に「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定し推進してきました。

平成20年4月に、県は農林総合研究所農業試験場に有機・特別栽培研究室を設置し、水稻の有機・特別栽培技術の検証と体系化や全品目にわたる技術情報の収集を行うとともに、有機・特別栽培農産物等総合支援事業などにより、生産者の支援を行ってきました。

【成果】

これらの取り組み等により、取組事例に上げているような有機農業や特別栽培農産物の先進的な取り組みを行っている生産者等が見られるようになりました。

- ・インターネットを活用して有利販売を行っている水稻生産者
- ・量販店と連携して販売を行っている野菜生産グループ
- ・地元酒造業者と連携した水稻生産グループ

- ・有機らっきょうに取り組んでいる野菜生産者
- ・しいたけ生産及び加工に取り組んでいる生産者

さらに、「こだわりの農産物としてPRしやすい」、「有機のニーズはかなりある」といった生産者の声や、味のよい農産物、農薬不使用農産物を求めるバイヤーの声、有機しいたけや山菜の取り組みなど、個性（特徴）のある農産物は、生産面、販売面での魅力も高く、市場からも注目されており、取引の拡大につながっています。

その結果、エコファーマーは4,071団体（平成23年3月現在）、特別栽培農産物の認証面積は1,007ヘクタール（220団体、平成23年3月現在）、有機農産物の認定面積は43ヘクタール（22団体、平成23年3月現在）となり、環境に配慮した生産者の取り組みが広がりつつあります。

また、有機加工食品の認定8件、小分け4件（平成23年1月現在）となり、徐々に取り組みが広がりつつあり、とりわけ生産者が自ら加工を行う事例もみられるようになりました。

（参考）

【有機農産物認定実績】（平成23年3月末現在）

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認定件数	5	7	8	8	7	10	12	13	21	23
認定面積(ha)	14	17	22	22	21	28	32	32	44	43

注) 有機加工食品、小分け、有機農産物加工酒類製造証明の認定実績は含まない。

平成23年1月末現在の有機農産物以外の認定実績は以下のとおり。

有機加工食品8件、小分け4件、有機農産物加工酒類製造証明2件

【鳥取県特別栽培農産物認定実績】（平成23年3月末現在）

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水 稻	41	101	147	270	360	434	467	528	673	704
団体数	2	13	29	39	55	66	59	83	115	127
野 菜	68	89	195	263	270	233	232	280	284	303
団体数	8	17	33	84	98	72	94	104	106	93
合計	109	190	342	533	630	667	699	808	957	1,007
団体数	10	30	62	123	153	138	153	187	221	220

注)

上段：面積（ha）

下段：団体数は延べ数、同一者による水稲と野菜等の申請数は水稲に含む。

H22は平成21年度第4回～平成22年度第3回までの生産登録

【課題】

有機・特裁を取りまく環境は、

- ①鳥取県の風土にあった栽培技術が確立されていないことによる、品質の低下、収量が少なく不安定、病害虫対策が大変、除草作業などの労力や時間がかかる
- ②販路情報が少なくより高く売れない

③生産者間のつながりや地域連携がなく面的な広がりが無い

④消費者に有機・特裁制度が十分伝わっていない

など、残された技術的な課題や流通から消費に至る過程での課題もあり、近年は面積、取組団体数とも伸び悩んでいます。

特に、生産から販売面において、日野郡の特別栽培米の事例のように産地が一体となって取り組み、ブランド米として消費者に定着した事例が見受けられますが、ほとんどは、ごく限られた流通・販売業者や消費者に知られているだけであり、中には慣行農産物と一緒に販売されている実態もあります。

また、消費者においては、「有機・特裁の農産物は、安全・安心」とのイメージが強く、その取り組みの本来の意義である環境負荷の低減、生物多様性の保全といった環境にやさしい側面に対する理解も十分ではありません。

さらに、購入に当たり「価値を感じない、信頼できない、品質が悪い」といった評価や、「有機の表示や特裁の表示を知らない、その違いもよくわからない」、「立ち寄る店で売っていない」などの声もあり、依然として多くの課題が見受けられます。

第2 推進計画の主旨・目的

今回の推進計画の改正にあたっては、平成19年12月に策定した推進計画の主旨・目的は同様とし、県内の生産者が有機・特裁など「環境にやさしい農業」に容易に取り組み、また、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できるように施策を推進することとします。

この推進計画に基づき、透明性、公平性の確保に留意しつつ、有機・特裁に取り組む生産者、その他の関係者及び消費者等の協力を得ながら、鳥取の豊かな自然環境の中で生産される、特色ある有機・特裁等の生産振興を図っていくこととします。

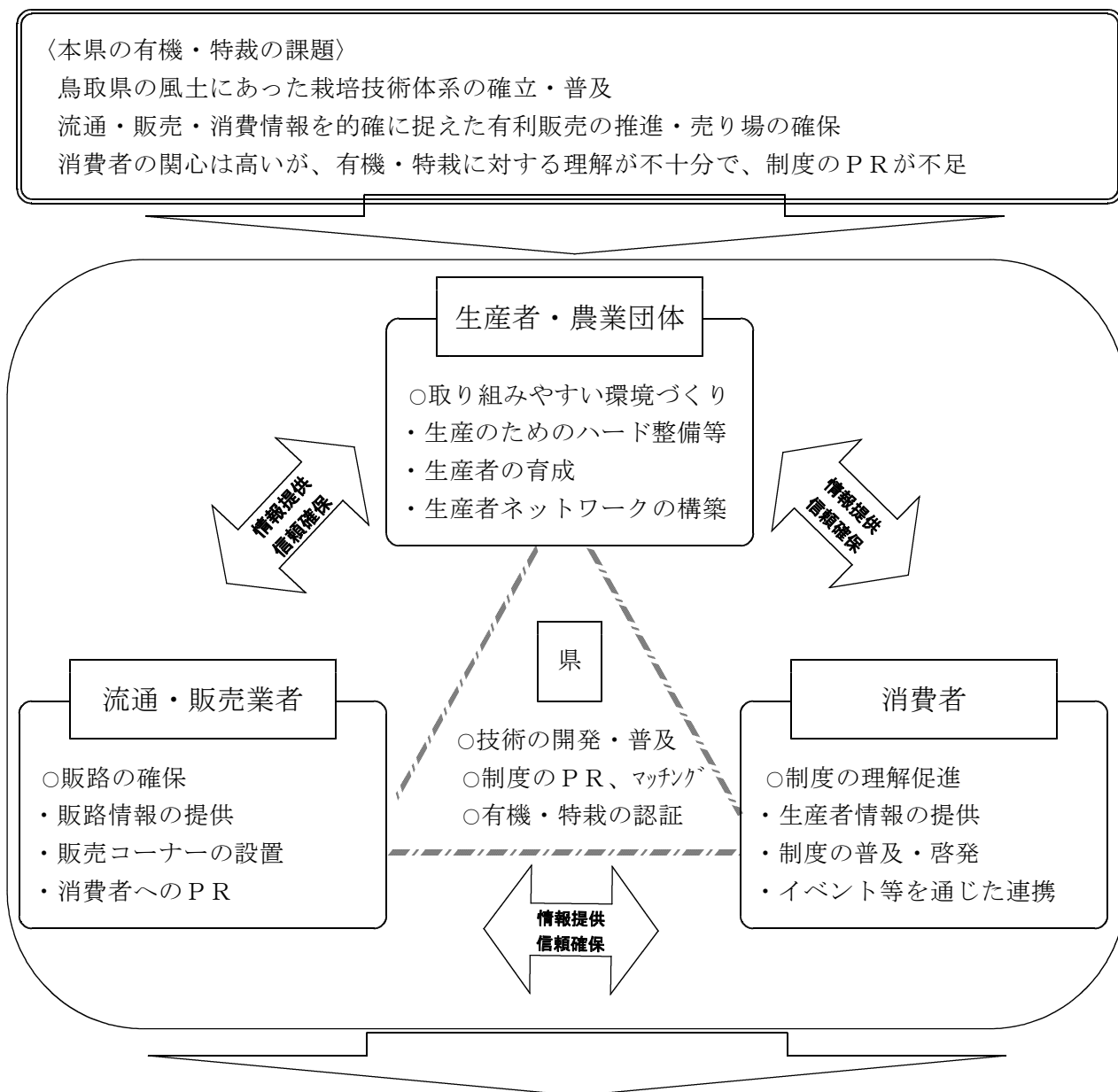
第3 推進目標

平成19年12月に策定したこの推進計画に基づく有機・特裁の取り組みにより、当初の推進目標を上回る実績となっていることから、今後ともこれらの取り組みを継続し、平成30年度末において「有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積1,500ヘクタール」とし、さらに特裁から有機への移行を促進し、より環境負荷の低減、生物多様性の保全に取り組むこととし、この目標の達成に向け引き続き、

- ① 生産者が取り組みやすい環境づくり
- ② 技術の開発と普及
- ③ 消費者の理解の促進
- ④ 販路の確保

の4つの課題を設定し、生産・販路・消費の拡大に向けた具体的な施策を講じていきます。

【鳥取県有機・特別栽培農産物推進のイメージ】



有機・特別栽培農産物の栽培面積 1,500ha (平成30年度末)

1 生産者が取り組みやすい環境づくり

有機・特裁の栽培は、これまで先駆的な生産者の長年の経験の中で開発された、その土地の条件にあった栽培方法で行われ、また、独自で販路を開拓し販売されるなど、個々の取り組みに違いがあります。そのため、生産者間でのつながりや情報交換が乏しく、生産者間の連携を強化していきます。また、農薬や化学肥料を使用しないか、又は減らした農法のため、地域内での取り組みへの理解や協力も図っていきます。

2 技術の開発と普及

これまで、県内の有機・特裁の栽培技術の開発は、実践農家の自主的な活動で支えられてきました。その技術はほとんど体系化されておらず、農業試験場を中心として情報収集・体系化を図っておりますが、土づくりから育苗管理、除草、病害虫対策、さらに、収量の不安定さ、経費・労力の過多など多くの課題があり、これら技術的な課題を克服し、地域にあった技術体系を実証・普及していきます。

3 消費者の理解の促進

有機・特裁を推進していくためには、環境負荷の低減、生物多様性の保全といった側面や、有機・特裁の制度・仕組みを伝えるなど、消費者の理解を促進していきます。

4 販路の確保

有機・特裁に取り組んでいる生産者が安定した経営を展開していくためには、需要を的確に捉えた販路開拓に取り組むことが課題であり、有利販売している生産者は、自ら販路を開拓し、一部のバイヤーや消費者、加工業者等との信頼関係による直接取引で安定経営につなげている事例はあります。しかし、多くの生産者の場合、販路に関する情報が少ないため、地元直売所等での販売が中心となっており、収量が少なくなる分を慣行農産物よりも高く販売できる販路の確保を希望しており、今後とも県内外へ有利販売するための流通・販売・消費情報を的確に捉え、関係機関の連携・協力のもとで情報提供を行っていきます。

第4 推進施策

1 生産者が取り組みやすい環境づくり

生産者間の結びつきを強め、有機・特裁に取り組む生産者が、安定した生産・経営を展開していくため、生産体制の整備、情報交換の場づくりを支援します。

(1) 生産のための体制づくり

①生産・流通加工施設及び機械等の整備

有機・特裁の生産に必要な技術の導入を支援するため、生産・流通加工施設及び機械等の整備を支援します。

②エコファーマー制度に基づく生産者の計画の策定・支援

「持続性の高い農業生産方式導入に関する法律（エコファーマー）」に基づく計画の策定を生産者に積極的に働きかけ、計画策定及び実施に必要な指導及び助言や農業改良資金の貸付等による支援を行います。

③環境保全型農業直接支援対策の活用

国の環境保全型農業直接支援対策を活用し、地域で環境負荷を低減しようとする生産者の取組等を支援します。

④環境に優しい農業の実践者に対する有機・特裁の認証制度への移行の促進

「環境にやさしい農業」に取り組んでいる生産者に有機・特裁の認証制度を積極

的に活用するよう働きかけます。

(2) 有機・特裁に取り組む生産者の育成

①有機・特裁を志向する生産者等への適切な技術指導及び助言の体制整備

有機の認定事業者等をアドバイザーとし、志向する生産者への相談体制を整備します。

②研修会、講習会の開催

有機・特裁に取り組んでいる生産者と連携し、認証の基準や作物別の栽培技術等について研修会等を開催します。

③生産者間での情報の共有化

技術開発や情報発信のため、定期的な研修を実施するとともに、技術情報データベースを構築し、生産者間での情報の共有化を図ります。

④就農希望者への円滑な就農支援

有機・特裁を志向する就農希望者が円滑に就農できるよう、農業大学校等での研修教育の実施、就農支援資金の貸付けによる支援を行います。

(3) 生産者間のネットワークづくり

①地域のネットワークの構築

有機・特裁に取り組んでいる生産者に適切な指導を行うことで、地域ぐるみで生産・出荷し、有機・特裁ブランド構築に発展するよう、有機・特裁に取り組んでいる生産者や市町村と連携・協力し、実践ほ場の見学会・勉強会を進めるなど地域のネットワークづくりを支援します。

②有機・特裁の取組に対するサポーター制度の構築

県全体で広く生産者・流通業者・消費者などの幅広い立場の方々による応援組織（サポーター）づくりを行い、県内の有機・特裁の取組みの輪を広げるよう努めます。

(4) 地域資源の有効活用

①土づくりの推進

土壌診断による有機物施用指導など、地域の実情に応じた健康な土づくりを推進します。

②耕畜連携による堆肥の利活用の推進

堆肥化施設を整備した畜産の生産者と、堆肥を利活用する耕種の生産者とのマッチングを支援し、耕畜連携を推進します。

2 技術の開発と普及

栽培技術を開発し普及していくため、有機・特裁に取り組んでいる生産者の協力を得ながら、現場に適用するための試験研究・普及を推進します。

①風土に適した技術の指導・普及

農業試験場に設置した有機・特別栽培研究室及び各普及所に配置している窓口担

当改良普及員を中心として、鳥取県の風土に適した技術の指導・普及に努めます。

②有機・特裁に適した品種の選定

有機・特裁に適しており、市場評価が高く、鳥取県の風土に合う品種の選定等に努めます。

③課題、要望及び関係者の意見を的確に把握した試験研究課題を設定

有機・特裁に取り組んでいる生産者の技術に対する課題、要望及び関係者の意見を的確に把握し、試験研究課題を設定するよう努めます。

④生産者等が開発した栽培技術の実証試験による技術的な課題の検証

有機・特裁に取り組んでいる生産者が開発した栽培技術や他機関で開発された技術・成果を科学的に解明するための実証試験を行い、技術的な課題を検証します。

⑤栽培技術を普及するためのモデル展示ほの設置

地域・現場に適用した栽培技術を普及するため、生産者が実施するモデル展示ほを設置します。

⑥データベースを整備による有用な技術・研究成果等の情報提供

ホームページ上にデータベースを整備し、有機・特裁に関する有用な技術・研究成果等の情報提供に努めます。

⑦改良普及員に対する研修の充実による生産現場への的確な情報発信

改良普及員に対し、有機・特裁に関する技術及び知識を習得させるための研修を充実させ、生産現場への的確な情報発信に努めます。

3 消費者の理解の促進

消費者交流会や直売所などで消費者との交流を図りながら、豊かな自然環境の中で生産される有機・特裁の制度や栽培管理の難しさなど、有機・特裁に取り組んでいる生産者と共に普及・啓発に努めます。

①県ホームページを活用して生産者情報を消費者に情報提供

インターネットや直売所、量販店などで販売している有機・特裁に取り組んでいる生産者の情報を県のホームページで消費者に提供します。

②マスメディアを活用した有機・特裁の正しい知識の普及啓発

有機・特裁セミナーの開催や各種イベント、新聞、TV等を活用し、正しい知識の普及啓発に努めます。

③各種イベントを活用した有機・特裁に関する制度の普及・啓発

食育、地産地消、消費者交流会などの各種イベントで、有機・特裁に取り組んでいる生産者と連携しながら制度の普及・啓発を行います。

④消費者交流会・勉強会を活用した消費者への情報発信

有機・特裁に取り組んでいる生産者が開催する消費者交流会・勉強会を支援し、消費者への情報発信に努めます。

⑤県内の量販店等に有機・特裁の販売コーナーの設置による制度のPR

県内の量販店等に有機・特裁の販売コーナーの設置を促し、消費者の口コミを活用した制度のPRに努めます。

⑥食育による地産地消の推進

食育の関係部局と連携し地産地消の取り組みを推進し、消費者への正しい知識の普及啓発に努めます。

4 販路の確保

農業団体との意見交換会や商談会、販売店舗の紹介など、流通業者とのマッチングを実施し、販路の拡大を図るとともに、消費者が求める魅力ある農産品づくりに向け、流通業者、販売業者及び消費者の課題や意見などを把握できる体制を整備します。

①販路に関する情報交換の場を提供

ホームページ等で、販路に関する情報交換の場を提供するなど、販路開拓を支援します。

②流通・販売業者とのマッチングの支援

商談会等の開催により、流通・販売業者とのマッチングを行い、販路の拡大を支援します。

③流通・販売業者への制度の普及・啓発

有機・特裁を流通・販売業者が積極的に活用するよう働きかけ、制度の普及・啓発に努めます。

④機会を通じて意見交換・連携の促進

セミナー、シンポジウムなどを通して生産者と流通・販売業者等の意見交換・連携に努めます。

⑤生産・出荷情報データベースの整備及び販路情報の提供

ホームページに有機・特裁販売店や生産・出荷情報データベースを整備し、販路情報の提供に努めます。

⑥生産者の消費者のニーズを把握ためのイベント、フェア等への参加を支援

有機・特裁の生産者が消費者のニーズを把握するため、流通・販売業者の協力を得て実施するイベント、フェア等への積極的な参加を働きかけます。

⑦県内の量販店等に有機・特裁の販売コーナーの設置

県内の量販店等に有機・特裁の販売コーナーの設置を促し、販路の拡大を促します。

⑧生産者自らの有機加工食品への取り組みを支援

販路の確保・拡大を図るため、生産者の有機加工食品への取り組みを支援します。

⑨学校給食や飲食店への販路の拡大

有機・特裁の生産者と連携してネットワークを構築し、市町村の協力のもと、学校給食等への仕向けに対応したロットの確保、生産者や農産物の情報を飲食店等への情報発信を行うなど、販路の拡大に促します。

第5 推進体制

1 県の役割

有機・特裁の生産、流通、販売及び消費に必要な試験研究や施策を、計画的かつ効果的に推進するとともに、生産者、消費者、流通関係者及び学識経験者等で構成する「鳥取県有機・特別栽培農産物推進協議会」を設置し、進捗管理、推進施策の見直しを行います。

2 市町村、農業団体等の役割

市町村や農業団体等は、有機・特裁における生産、流通、販売及び消費動向等に関する施策・情報を共有し、地域の有機・特裁に取り組んでいる生産者の動きを把握するとともに推進への取り組みを支援します。

第6 その他推進に必要な事項

1 有機・特裁に取り組んでいる生産者等の意見の反映

推進に当たり、現地調査や有機・特裁に取り組んでいる生産者との意見交換、農業団体・流通関係者・消費者等関係者の意見や考え方などを積極的に把握し、意見を当該施策に反映させるよう努めます。

2 推進計画の見直し

この推進計画の対象期間は、平成30年度までとし、おおむね4年間ごとに見直しを行うものとします。ただし、有機・特裁を取り巻く情勢や目標達成状況、施策推進状況等により、推進に関する方策は随時見直すこととします。